

地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院
介護老人保健施設シルバーケアセンター
(居宅介護支援)

重要事項説明書

介護老人保健施設シルバーケアセンター（居宅介護支援）

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適切な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の改善、身体機能の維持等を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 介護老人保健施設シルバーケアセンター居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者番号及びサービス提供地域

事業所名	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院 介護老人保健施設シルバーケアセンター
所在地	千葉県旭市イの1307番地
介護保険指定事業者番号	1272000751
サービスを提供する地域	旭市

(2) 事業所の従業者

	業務内容	常勤	非常勤
管理者 主任介護支援専門員	事業所の管理・運営全般 居宅介護支援に関する業務	富井良明（介護福祉士）	
主任介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	齋藤裕子（看護師）	

3. 窓口開設時間

平日（月～金曜）	8：30～17：15
	介護老人保健施設シルバーケアセンター 0479-63-2382（事務室）
営業しない日	土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

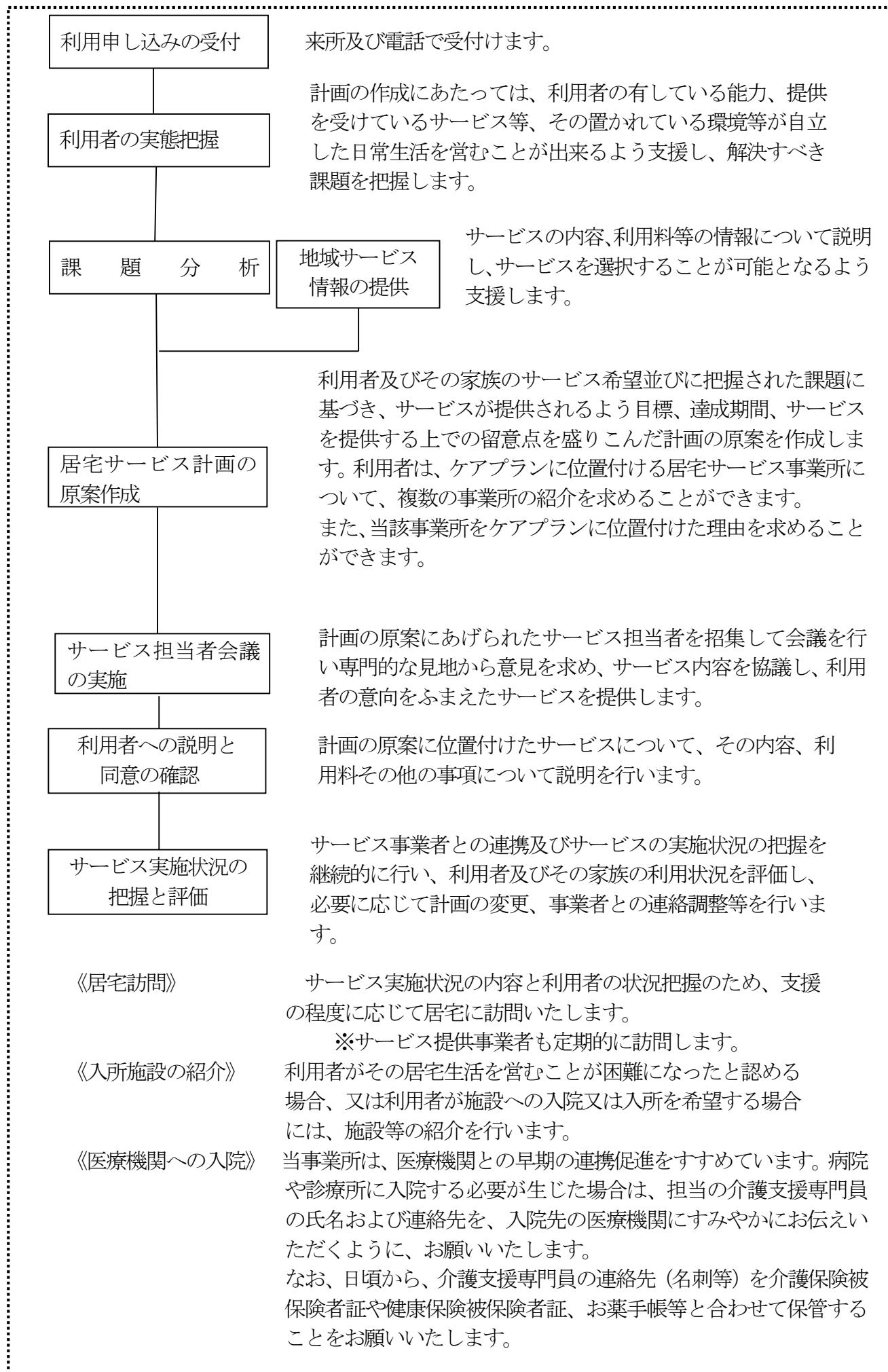
4. 市町村への届け出

この居宅介護支援を受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは、担当の介護支援専門員にご相談下さい。

5. サービス内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

6. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの概要



(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、利用者負担はありません。

【基本報酬】

介護支援専門員 1人当たりのご利用者人数	要介護度	※単位（1ヶ月あたり）
45人未満の場合	要介護1・2	1,086単位
	要介護3・4・5	1,411単位

※同一建物に移住する利用者へのマネジメントの際は、所定単位数の95%を算定

【加算】

加算名等		介護報酬単位		算定回数、要件等
初回加算		300 単位		新規に居宅サービス計画を作成する場合（要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合を含む）
入院時情報連携加算（I）		250 単位		利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して介護支援専門員が必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算（II）		200 単位		利用者が入院してから2日以内に、医療機関の職員に対して介護支援専門員が必要な情報を提供した場合
退院・退所加算	カンファレンス参加 無	連携1回 連携2回	450単位 600単位	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	カンファレンス参加 有	連携1回 連携2回 連携3回	600単位 750単位 900単位	
	通院時情報連携加算		50 単位	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師等に対して心身の状況や生活環境等に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から必要な情報を受けた場合（1月に1回を限度）
	緊急時等居宅カンファレンス加算		200 単位	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共にご利用者様の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）
	ターミナルケアマネジメント加算		400 単位	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又は、その家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主事の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合

(2) 交通費

サービスを提供する地域にお住いの方は無料です。

(3) その他

複写物の請求に関する料金は1枚10円です。

8. 守秘義務に対する対策

事業者の担当者及び退職者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしません。

9. 利用者の尊厳

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めます。

10. 緊急時及び事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供の際に利用者の病状に急変があった場合には、医師の指示を受け、必要により最寄りの救急病院等に搬送する等の措置を講ずると共に、家族及び関係機関に連絡を行うものとします。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者又は家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに賠償を行うものとします。

11. サービス内容に関する苦情

(1) 利用者からの相談又は苦情に対応する窓口

担当者名　富井 良明 (管理者)
電話　　0479-63-2382

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

旭市 高齢者福祉課
電話　　0479-62-5308

12. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。又、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知すると共に必要な研修及び訓練を実施するよう努めます。

13. 感染症の予防及び蔓延の防止の為の措置

事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を開催し、指針の整備をします。介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を実施します。

14. 虐待防止

事業所は、虐待発生又はその再発を防止する為、事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を開催すると共に、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。

15. 当事業所の概要

名 称 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院
介護老人保健施設シルバーケアセンター
施 設 長 村上 信乃
所 在 地 千葉県旭市 イの1307番地
電 話 0479-64-0222
併 設 事 業
・介護老人保健施設
・短期入所療養介護
・予防短期入所療養介護
・通所リハビリテーション
・予防通所リハビリテーション

居宅介護支援の利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

所在地 千葉県旭市イの1307番地

事業者 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院
介護老人保健施設シルバーケアセンター
施 設 長 村 上 信 乃
(指定番号 千葉県 1272000751)

説明者 介護支援専門員登録番号

氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

利用者との関係